

## 令和2年福島県県北地方防霜対策本部設置のお知らせ

県北地方は、果樹や野菜の一大産地であり、春の発芽期から開花・結実期に発生する遅霜による被害は生産安定を図る上で大きな問題となる。果樹では、晩霜害の発生時期は、もも、なし、りんご、おうとう等は開花前から結実までの時期、かき、ぶどう等は発芽後の新梢伸長期にあたり、花、幼果、新梢先端の生長点等の低温抵抗性が弱い部位で被害を受ける場合が多い。また、野菜は育苗または定植の時期を迎え、収穫期にある露地野菜も凍霜害の対策が必要な時期となっている。

本対策本部は、凍霜害の農作物の凍霜害を未然に防止し、農業経営の安定を図ることを目的として設置する。

### 1 設置期間

令和2年3月17日（火）～同5月31日（日）

### 2 地方本部事務担当

県北農林事務所農業振興普及部

住所 福島市杉妻町2番16号（県庁北庁舎5階）

### 3 業務内容

- (1) 霜注意報等の気象情報の迅速な収集に関する事。
  - (2) 凍霜害防止のための技術対策の指導等に関する事。
  - (3) 被害状況の把握に関する事。
  - (4) その他、必要な事項に関する事。
- ※(2)及び(3)については、管内の市町村、JA等と協力、連携して遂行する。



対策本部看板を設置  
(左：芳見所長、右：岡部部長)

### 問い合わせ先

福島県県北農林事務所 農業振興普及部

住所 福島市杉妻町2番16号（県庁北庁舎5階）

電話 024-521-2603（内線4521）

担当 副部長 志賀忠市